

2015年11月4日 全3頁

## ちょっと「キーワード」 **独禁法分野の「確約制度」**

EUの確約(コミットメント)制度

金融調査部 主任研究員 堀内勇世

## [要約]

- 独占禁止法の分野において、新たに「確約制度」の導入が検討されていると報道されて いる。
- 内閣府に設置された「独占禁止法審査手続についての懇談会」の 2014 年の報告書でも、 EUの確約制度が取り上げられ、検討を進めていくことが適当とされていた。
- イメージ的には、公正取引委員会の指摘する独占禁止法上の懸念について、それを解消する措置を事業者が自主的に申し出て、公正取引委員会が同意した場合、約束した措置の実施をその事業者に法的に義務付ける行政処分(確約決定)を行う制度ということになろう。
- 1. 独禁法分野における「確約(コミットメント)制度」とは

新聞報道 (注 1) で、独占禁止法 (独禁法) (注 2) の分野において、新たに「確約制度」を導入することが検討されているという。

執筆段階で独占禁止法の改正法案などが公表されているわけではないが、内閣府に設置された「独占禁止法審査手続についての懇談会」の 2014 年 (平成 26 年) 12 月 24 日の報告書 (注3) でも、検討を進めていくことが適当とされていた (注4)。また、「独占禁止法審査手続についての 懇談会」の第 12 回会合の資料 (注5) の中に、E Uの確約制度に関する資料が存在する。

新聞報道とEUの確約制度を考え合わせると、導入が検討されている「確約制度」のイメージは以下のようなものとなろう。

公正取引委員会の指摘する独占禁止法上の懸念について、それを解消する措置を事業者が自 主的に申し出て、公正取引委員会が同意した場合、その事業者につき違反認定は行われず(課 徴金も課されず)、約束した措置の実施をその事業者に法的に義務付ける行政処分(確約決定) を行う制度ということになろう。なお、その事業者が約束した措置を実施しない場合には何ら かの制裁が加えられることになろう。

- (注1) 日本経済新聞の2015年10月28日付朝刊。
- (注2) 正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。
- (注 3)「独占禁止法審査手続についての懇談会」の 2014 年(平成 26 年) 12 月 24 日の報告書は、内閣府の以下のウェブサイト参照。なおその報告書の 40 ページなどで、「確約制度」導入についても検討を進めていくことが適当とされていた。

http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/finalreport.html

(注 4) 内閣官房の TPP 政府対策本部の以下のウェブサイトに掲載されている TPP 協定交渉に関する資料の中の「TPP 協定交渉の大筋合意の概要」の項目に掲載されている資料の中に、独占禁止法に係る制度整備に関連しそうな記述が存在する。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppshiryo.html

「TPP 協定の概要<更新版> (日本政府作成)」の 29 ページ (「第 16 章 競争政策」) や、「TPP 交渉参加国との交換文書一覧」の最終ページにある「『独占禁止法審査手続についての懇談会』の報告書を考慮に入れた公正取引委員会による対応等につき認識の一致をみた」との記述が関連しそうである。

(注 5) 内閣府の以下のウェブサイトに掲載されている、「独占禁止法審査手続についての懇談会」の第 12 回会合の「資料 1 E U の和解手続・確約手続について」の 4 ページ以下参照。なおそこでは「確約制度」とは表記されておらず、「確約手続」と表記されているが、ここでは同じものと考えておけばよいと思われる。

http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisaijokyo/mtng\_12th/program\_12th.html

## 2. EUの確約制度

「独占禁止法審査手続についての懇談会」の第12回会合の「資料1 EUの和解手続・確約手続について」をもとに、EUの確約制度につき簡単に記載しておく (注6)。

(注6)「注5」参照。

前提的なことに触れておく。日本の「独占禁止法」のように市場における公正で自由な競争



の実現を目指す法を一般に「競争法」と呼んでいる。EUにおける競争法(EU競争法)の執 行機関は、欧州委員会とされている<sup>(注7)</sup>。

(注7) EU競争法については、公正取引委員会の以下のウェブサイト参照。

http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/e/eu.ht
ml

また、EUの以下のウェブサイトも参照。

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/legislation/legislation.html

EUの確約制度は、競争上の懸念 (競争法上の懸念) を効率的かつ効果的に解消することを目的に、2005 年 5 月に導入、施行された制度である。欧州委員会の指摘する競争上の懸念について、それを解消する措置を事業者が自主的に申し出て、その内容について欧州委員会が合意した場合に、約束した措置の実施を事業者に法的に義務付ける行政処分 (確約決定) を行うという制度である。なおカルテル事件は対象外とされている。

この制度においては、その事業者につき違反認定は行われない(制裁金<sup>(注8)</sup>も科されない)。 もっとも、その事業者が約束した措置を実施しない場合には、欧州委員会は制裁金などを科す ことができる。また、確約制度の下でなされた行政処分(確約決定)決定が、事業者の不完全、 不正確若しくは誤認を与える情報に基づいていた場合などには、欧州委員会は調査・審査を再 開することもできる。

> (注8) ここでいう制裁金は、行政上の金銭的不利益処分の一つであり、日本の課徴 金のようなものである。

欧州委員会にとっても事業者にとってもリソースの節約になる(調査や審査等に費やされる 手間や時間などを減少させつつ、競争上の懸念を解消するという目的を達成できる)というメ リットがある。また、事業者には違反行為が認定されないということもメリットとされる。

